

2020年5月26日

第12回(2019年)「昭和女子大学女性文化研究賞」選考報告

昭和女子大学女性文化研究賞選考委員会

1. 選考経過

2019年に発行された著作を対象とする第12回「昭和女子大学女性文化研究賞」の選考対象は、自薦・他薦を含む単著と共著35点であった。

学内選考委員によって、第1次選考は2月6日に実施、第2次選考の対象を7点に絞った。次いで、第2次選考は3月9日に実施し、選考基準に沿って候補作として、次の単著3点を選んだ。(発行月順)

友松夕香『サバンナのジェンダー—西アフリカ農村経済の民族誌—』

(明石書店、2019年3月)

田淵句美子『女房文学史論—王朝から中世へ—』

(岩波書店、2019年8月)

黒岩容子『EU性差別禁止法理の展開—形式的平等から実質的平等へ、さらに次のステージへ—』

(日本評論社、2019年9月)

これら3点についての最終選考は、4月17日に学外選考委員の元東京大学教授 大沢真理氏の出席の下、女性文化研究所選考委員会をCOVID-19の感染拡大の予防のため、Zoomを用いて開催した。もうおひとりの外選考委員である内閣府男女共同参画局長 池永肇恵氏は公務のため欠席され「所見」を文書で提出された。また、学内選考委員の森ます美氏は、昨年度3月で退職のため「所見」を文書で提出された。

検討の結果、候補作3点の内、EU法の性差別禁止法理について、形式的平等を越えた実質的平等とは何か、その先の包括的差別禁止・社会構造的差別排除には何があるのかという問題意識をもって、その展開について分析・再考した『EU性差別禁止法理の展開—形式的平等から実質的平等へ、さらに次のステージへ—』に、第12回「昭和女子大学女性文化研究賞」を贈呈することを決定した。

*参考：第1次選考基準(2008年度、第1回本賞選考時に、選考の目安として確認された)

1)単著を優先する。2)テーマが「女性文化研究賞」の趣旨に合い、明確かつ有意義である。

3)研究方法、分析視角が優れている。4)著作の独創性と体系性。5)結論、提言の明瞭さ。

6)叙述の成熟性

2. 選考結果

第12回(2019年)「昭和女子大学女性文化研究賞」受賞作

黒岩容子『EU 性差別禁止法理の展開—形式的平等から実質的平等へ、さらに次のステージへ—』(日本評論社、2019年9月)

2. 受賞作の選考理由

筆者の黒岩容子氏は、本書の著者プロフィールによれば、中央大学法学部法律学科をご卒業後、長く弁護士として現場でご活躍されてきた。約20年の実務を経て、早稲田大学大学院に進学され、2015年には、早稲田大学大学院法学研究科博士後期課程を修了、博士(法学)を取得され、現在は早稲田大学比較法研究所招聘研究員、複数の大学での非常勤講師も務められている。

本書は、2015年に早稲田大学大学院法学研究科に提出された学位論文『EU 性差別禁止法の展開—実質的平等法理生成の意義と課題』を基に、その後の研究を踏まえて加筆・修正したものである。筆者自身が、将来に向けて差別禁止法を再構築していく上での一つの提起としたいと記している。

本書の受賞理由は、「実質的平等アプローチ(法理)」をキーワード概念として、性差別禁止法理の規範内容および規範理論の進展を法令・判例(先決裁定)・学説の丹念なサーベイによって論述され、EU司法裁判所「先決裁定」の解釈と体系的な理論化を試みており、男女共同参画に資するものとして、現代的に意義のある労作であることが評価された。

具体的な評価について、次の三点を述べたい。

第一に、性差別禁止を次のステージに向けて再構築する道筋を示した丁寧な研究であることが、高く評価された。現代的課題に応えるには、「形式的平等の保障という考え方は、性平等実現に向けての基本であり出発点ではあるが、それだけでは不十分である。現代の差別実態に有効に対抗しうるよう、差別の規範内容や枠組みを再考し再構築することが求められている」と筆者が述べているように、研究者による「実質」概念の明確化の営為に目を配る必要性が示されている。

EU法が直接的に特定した差別を禁止する形式的平等アプローチから実質的アプローチへと発展した過程にみられる判例を緻密に分析したのが、第3章「間接性差別禁止法理の生成および展開—性差別として禁止する類型(性差別概念)の拡大 I」、第4章「妊娠・出産に関する性差別禁止法理の生成および展開—性差別として禁止する類型(性差別概念)の拡大 II」、第5章「ハラスメントに関する性差別禁止法理の生成—性差別として禁止する類型(性差別概念)の拡大 III」の章である。差別概念の拡大から精緻な分析を提示しているといえる。また、実質的に平等を実現するための手段として、ポジティブ・アクション法理を取り上げているのが、第6章「ポジティブ・アクションに関する法理の生成および展開—一方の性に対する優遇による性平等の積極的な実現とその限界」である。実質的な平等が、単に結果としての平等ではなく、性差別概念を拡大し、積極的に差別の是正を許容するという主張である。現代の差別は、多様かつ複合的な事由が絡み合って発生しがちであり、発生の事由に対して不適格な積極的措置がとられると、逆に差別の温存と拡大につながるなどの危険性を指摘しており、停滞と形式的平等に回帰しがちな性差別禁止法理にとって、重要な分析視覚と言えよう。この視覚を通して、今後、筆者の研究の独自性がより明確になることが期待される。

第二に評価したい点は、実質的平等は単に結果の平等ではなく、性差別概念を拡大し、かつ積極的差別是正を許容するものと捉えて、積極的に評価している点である。形式的平等アプローチから出発したEUの性差別禁止法理が、1980年代から2000年代初めにかけて実質的平等アプローチを導入したとみたらうえて、EUは「グローバル経済競争の激化やイギリスのEU離脱問題にみられる反EUの動きなどの様々な困難に直面しており」、2000年代以降は、停滞、特に欧州司法裁判所(ECJ)が形式的平等に回帰する動向がみえることに注目している。そのうえて、実質的平等を追求することの意義を明確にするだけでなく、実質的平等アプローチに関する問題点や課題を検討することが不可欠であると主張されている。この回帰と停滞の背景として注(p.202)ではあるが、示されているのは、EUの拡大と深化に伴う問題点である。つまり、1993年発効のマーストリヒト条約以後、経済的、政治的両側面にわたる深化を続ける欧州統合であったが、拡大を続けるEUが、経済問題や低い人権保障の意識の問題などを抱えている新たな旧東欧諸国の加盟を受け入れることによって、また、グローバル化とEUの深化から生じる具体的な問題の噴出で、人権保障についての進展に歯止めがかかっていることである。この事態の変化を欧州司法裁判所の判事の構成やその背景などとともに論じられてい

ると、「形式的平等」と「実質的平等」で揺れている EU の状況をより理解しやすいかもしれない。

第三に評価したい点は、この EU での性差別禁止法理の展開の分析を受けて、憲法 14 条の解釈を再検討し、日本における性差別禁止法の方向性を示していることである。著者は、EU 性差別禁止法の蓄積された経験や論議には、多くの示唆が含まれるとしており、EU 性差別法理の精緻な研究であるだけでなく、日本における性差別禁止法の今後の展開に対する貢献は大きい。グローバル経済の進展とともに、差別形態の変化や伝統的な形式的平等論の限界により、各国は多くの問題に直面している。日本でも、憲法 14 条ではなく、社会権に委ねられていた差別に関する法律の改正や再構築が必要であることを、EU を例として、今後の議論につなげる一步となることが本書に期待される。日本において、性差別に関する現代社会に適合した法の解釈、立法の再構築に有益であることを、弁護士としての実務経験が語らしめており、日本法への示唆が常に意識されて EU 法を分析している点も評価したい。

最後に、EU 法でも多くの課題は残されていると述べられている。形式的平等が、EU の市場統合での障壁排除のためのルールにとって、もっとも適合する平等モデルであることは、容易に理解できるが、筆者の「実質的平等」へのアプローチの理論的定義の明確化も重要ではないだろうか。また、構造的差別に対抗して差別構造変革アプローチを推進するためにも、複合差別への対応や差別構造の変革など、さらなる議論は尽きない。今後を期待したい。

最後の最後に注文をつけさせていただくならば、このような緻密な判例分析を含む本書に、願わくば、索引をつけていただけると、読者にとって大変ありがたい。これは、著書へというよりも、書店への要望ということになるかもしれません。

次に、今回、受賞の選からもれた二つの候補作について、次のような意見が、選考委員より示されたことを申し添えておきたい。

発行月の順に、友松夕香『サバンナのジェンダー—西アフリカ農村経済の民族誌—』は、アフリカのサバンナ地域の農村部での 4 年を超える生計関係の実態を調査するフィールドワークを実施、現地のことばを習得し、直接の聞き取りを行うとともに、定量的なデータの収集に努めた成果をまとめた力作である。特に多様性に富む「アフリカ」をひとくくりに捉えることに異議を唱え、開発政策において支援の究極の目的が支援対

象者の福利向上であるという原点に立ち返ることの重要性が示されている。一方で、女性の耕作への進出を始め開発政策が及ぼした影響について、また、女性の生活時間の分析も必要ではないだろうか。調査地での調査後の支援対象者の福利向上への変化についての研究を期待したい。

次に、田淵句美子『女房文学史論—王朝から中世へ—』は、他の二つの候補作が、女性文化研究賞の対象とする男女共同参画に資するにあたるならば、この著書は女性文化の貢献に資するものと捉えられる。著者の20年にわたる宮廷女房文学に関する研究論文の加筆・再編成から「女房文学史論」という新しいジャンルの構築を目指した力作である。特に評者は、女房の政治的役割についての分析に、興味を掻き立てられ、既存の文学研究との差異を評価する。権力者の近くで情報交換をしていた「女房メディア」のさらなる研究が、今後、歴史の新たな一面を浮き彫りにしてくれると同時に、現代の社会の問題として普遍化することで新たな文学論も期待できるのではないだろうか。最後に迫力のある序論に応えるものとして、さらなるまとめとしての著者の総括を今後に期待したい。